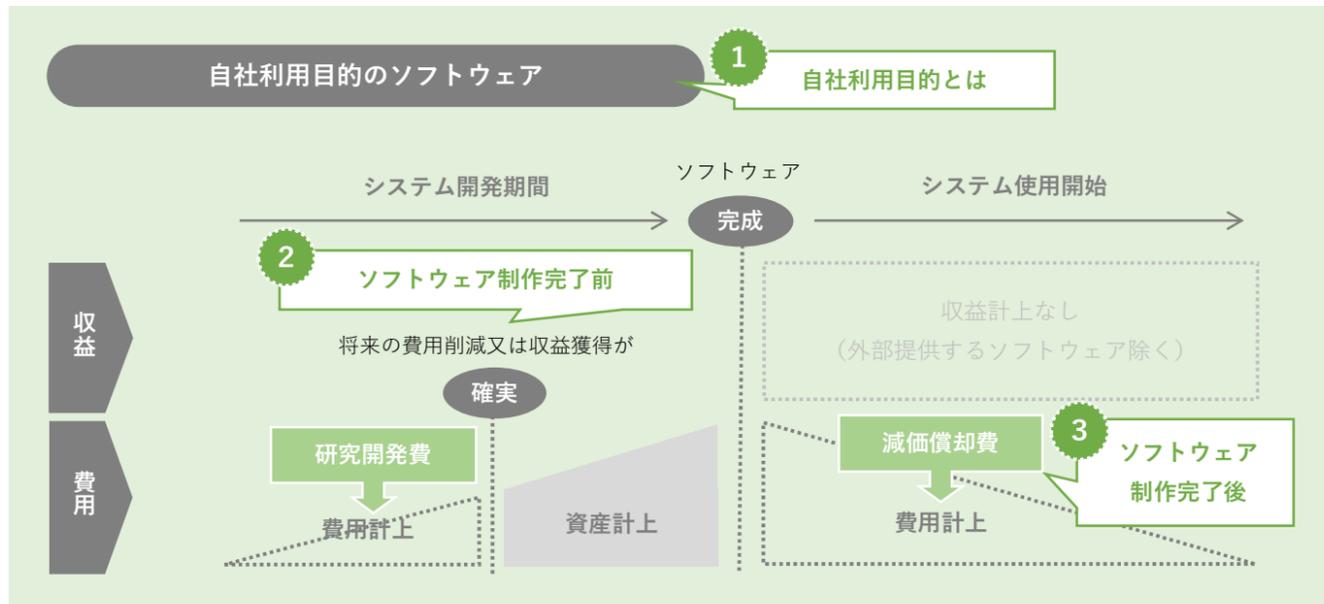


【全体概要図】

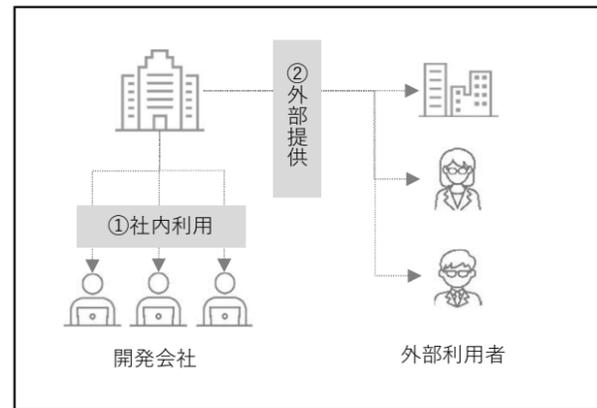


1 自社利用目的とは

(1) 自社利用目的とは

⇒ 自社利用目的のソフトウェアには以下のようなものがある。

- ① 社内業務を効率的又は効果的に行う目的
  - ・ 財務会計システム
  - ・ 固定資産管理システム
  - ・ 販売管理システムを始めとした基幹システム
- ② 第三者への業務処理サービス等の提供目的
  - ・ 受託している業務に利用するシステム
  - ・ クラウド・サービスに提供しているシステム等



ソフトウェアの取得方法は自社開発するだけでなく、外部から完成したシステムを購入する、外部に制作を委託する場合も含まれる点に注意が必要である。

2 ソフトウェア制作完了前（費用計上と資産計上）

⇒ ソフトウェア制作完了前（制作中）の会計処理は、さらに「将来の費用削減又は収益獲得が確実」と認められる前か後かで処理が分かれる。要するに、ソフトウェアから得られる効果が確実に見込まれるようになった段階から会計処理が変わるとイメージしてもらえれば良い。  
ソフトウェアから見込まれる効果は、ソフトウェアによってさまざまであり、一概に決められるものではないものの、実務指針では考え方が示されている。

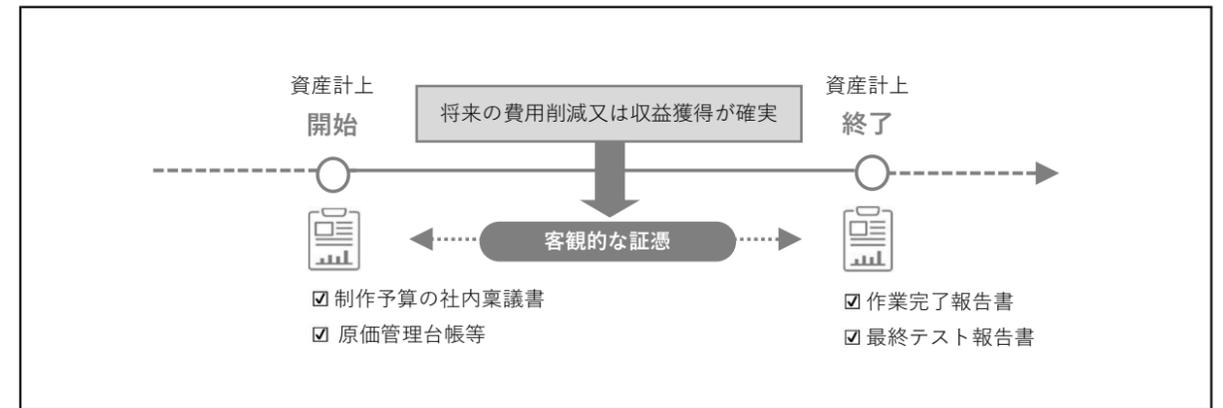
(1) 収益獲得、費用削減の具体的な検討事項

- AND
- ① ソフトウェアの目的適合性の検討  
⇒ ソフトウェアの仕様・機能が会社の意図した通りになっていることが必要。自社制作、外部購入いずれであっても会社の求める機能を持ち、目的を達成できることが必要である。
  - ② ソフトウェアに係る便益の発生可能性の検討  
⇒ ソフトウェアの利用により具体的にどのような便益を得られるのか明確にしておく必要がある。さらに、収益獲得、費用削減がどの程度であるか数値化しておく必要がある。

(2) 具体的な資産計上開始時点と終了時点

⇒ 前述の通り、ソフトウェアの資産計上開始時点は、「将来の費用削減又は収益獲得が確実」と認められる時点であるが、それだけでは具体的な時期は曖昧なため、実務上は以下のような、客観的な証憑を求めている。

- ① 資産計上の開始時点（例示）
  - ソフトウェアの制作予算が承認された社内稟議書
  - ソフトウェアの制作原価を集計するためのプロジェクトコードを記入した管理台帳
- ② 資産計上の終了時点（例示）
  - ソフトウェア作業完了報告書
  - 最終テスト報告書



3 ソフトウェア制作完了後（減価償却方法）

⇒ 資産計上されたソフトウェアの減価償却方法は、一般的には定額法による。耐用年数も原則5年以内とされており、実務上も5年を採用することが多い。これを超える耐用年数とすることもできるが、合理的な根拠の提示が求められる。

また、定額法以外の方法が認められる場合も存在する。それは、外部利用者に提供を行い対価を得るソフトウェアの場合で、且つ、収益との対応関係が明確に認められる場合である。  
この場合、販売見込数量（収益）による方法が認められる。